

浜田市上下水道事業管理告示第 6 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
名 称 株式会社電算システム
所在地 岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

- 2 歳入の種類
 - (1) 水道料金
 - (2) 公共下水道使用料
 - (3) 集落排水処理施設使用料
 - (4) 個別浄化槽使用料
 - (5) 督促手数料

- 3 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日

- 4 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで